根室市におけるヒグマ出没時の対応について

【出没した個体の有害性の段階と対応方針の概要】

段階	人間に対するヒグマの行動	個体区分	ゾーニングによる対応方針	
0	人間を恐れて逃げる	非問題個体	市　街　地 市街地周辺	関係機関への情報提供、 人身被害防止措置、農業被害防止措置 対象個体の排除
			農　　業 森　　林	経過観察 関係機関への情報提供、 人身被害防止措置、農業被害防止措置
1	人間を恐れず避けない 人家付近、農地に頻繁に出没する 人間を見ても逃げない 人前にたびたび姿を見せる	問題個体	市　街　地 市街地周辺	対象個体の排除 関係機関への情報提供、 人身被害防止措置、農業被害防止措置
			農　　業 森　　林	必要に応じ、人身被害防止措置、農業被害防止措置、追い払いの実施 出没が継続し、地域の生活や産業活動（山林作業等）に支障がある場合は排除
2	農作物に被害を与えるなど、人間活動に実害をもたらす 生ごみ・廃棄物等につく 農作物・家畜等を食害、破損した	問題個体	市　街　地 市街地周辺 農　　業	対象個体の確実な排除 必要に応じ、人身被害防止措置、農業被害防止措置、追い払い等の対策の実施
			森　　林	必要に応じ、人身被害防止措置の実施 入林規制措置 必要に応じ、対象個体の確実な排除
3	人身（攻撃、つきまとい等）、生活への影響	問題個体	市　街　地 市街地周辺 農　　業	対象個体の確実な排除 人身被害防止措置の実施
			森　　林	人身被害防止措置の実施 入林規制措置 対象個体の排除 （※レジャー中の偶発的事故など、積極的な攻撃性が認められない場合などはこの限りではない）

第０段階は、非問題個体に区分され、「情報収集」、「状況判断」に留まる段階のもので、市民周知を実施することとし、具体的には

①根室警察署、周辺の町内会、農漁協、市教育委員会、林業事業体、猟友会根室支部、根室振興局環境生活課などの関係機関へ情報提供及び報道機関へ周知

②目撃現場周辺に啓発用看板設置

③根室警察署と連携のうえ、周辺民家等へ注意喚起

④必要に応じ、広報車による注意喚起

⑤広報ねむろ、市ホームページ及び市公式ライン、新聞折込チラシによる啓発

⑥生息調査等の実施

※ただし、市街地等出没時はヒグマ出没時の有害性判断フローに基づき、緊急対応を行う。

第１段階は、問題個体に区分され、ヒグマが人家付近や農地に頻繁に出没し、人間を見ても逃げない、また、人前にたびたび姿を見せることによって、地域住民に不安感が生じたと判断される場合となっている。この場合は、「情報収集」、「状況判断」、市民周知を実施するだけでなく、必要に応じ、**根室市、根室警察署、根室振興局、北海道猟友会根室支部、落石森林事務所の５者により「根室市ヒグマ対策連絡会議」を設置し、ヒグマによる被害の未然防止および問題個体の排除を図ることを目的とし、情報交換を行い、ヒグマ対策に必要な方策を迅速に実施する。**

具体的には

①「ヒグマの追い払い」が可能な場合は実施する

②出没が継続し、地域住民の生活に支障のある場合は捕獲

第２段階は、問題個体に区分され、「農産物」「家畜等」への被害など、人間活動に実害を及ぼすと判断される場合となっている。この場合は、必要に応じ**「根室市ヒグマ対策連絡会議」を設置し、ヒグマによる被害の未然防止および問題個体の捕獲を図ることを目的とし、情報交換を行い、ヒグマ対策に必要な方策を迅速に実施する。**

具体的には

①情報収集とパトロールの実施

②ヒグマに対する「誘引物」（エサになるもの）の特定と除去、山林への立入禁止

③「ヒグマの追い払い」が可能な場合は実施する

④今後の対応について、関係機関との協議を実施

⑤問題個体の捕獲

第３段階は、問題個体に区分され、個体の捕獲となっており、人に積極的につきまとったり、人に被害が発生した場合直ちに**根室市、根室警察署、根室振興局、北海道猟友会根室支部の４者により「ヒグマ対策本部」を設置する**。また、必要に応じて本部長が指名する関係機関、土地管理者、地域代表者との連絡調整を行う。

この段階では、直ちに「ヒグマの捕獲駆除」実施となり、駆除終了までは、山林への立入り禁止、パトロールの強化など安全確保のための対策を実施する。

北海道ヒグマ出没時の対応方針より
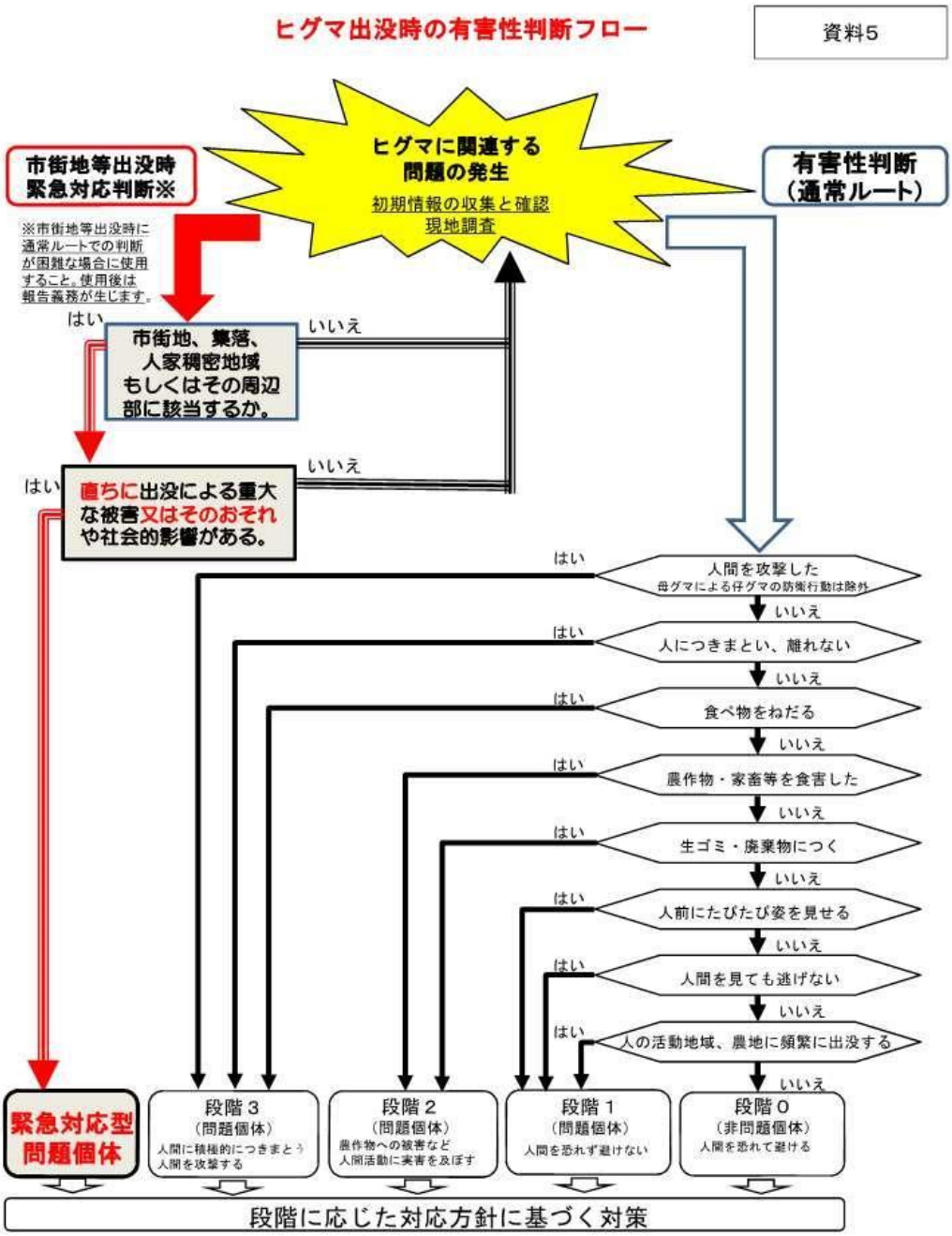
～出没個体の有害性判断フローと段階に応じた対応方針～